

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年八月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月二日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 飯積向古河線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>一地先まで</p>	<p>加須市向古河字下悪戸二五四五番三地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>九・二五 一四・六〇</p>	<p>五・五六 一一・六〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一二七・六〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>自転車歩行者道整備工事</p>		<p>備 考</p>